

平成 21 年 2 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 5

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

「定額給付金」の給付をよそおった

稚内警察署よりお願い

「振り込め詐欺」にご注意を！

定額給付金の給付をよそおう不審電話が、全国で相次いでいます。その代表的な手口は市町村の総務課を名乗る犯人が、「定額給付金を振り込みます」という電話をかけ、相手から口座番号を聞きだそうとするものです。

口座番号を教えてしまうと、犯人は偽造カードをつくり、その口座から現金を引き出そうとするものです。

国で予定されている「定額給付金」は、まだ、通知や給付を行う段階ではありませんので、次のことに注意して被害に遭わないようにしましょう！

「定額給付金」に関する不審な電話が来たら、警察か消費者センターへ連絡を！

市町村や国などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。

市町村や国などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。

法律相談の活用を！

稚内市では、「無料法律相談」を毎月 1 回、第 2 日曜日に実施しております。相談希望者は、下記へ予約申し込みが必要です。

稚内市 市民生活課
生活交通グループ
電話（直通）23 - 6413

旭川弁護士会では、「稚内法律相談センター」を、毎月 1 回、有料で開設しております。相談希望者は、下記へ予約申し込みが必要です。

旭川弁護士会
電話 0166 - 51 - 9527

稚内市消費者センターより一言

最近、「適確消費者団体 特定非営利活動法人 消費者生活支援センター」と名乗る団体から「生活保全確認通知書」というハガキが届いたという相談が寄せられています。

身に覚えのない場合でも、連絡してしまうと個人情報を読み出される可能性があります。この団体は北海道から不当請求事業者として情報提供されています。

このようなハガキは無視することが大切です。万が一、根拠のない取り立てがあった場合は、警察へ連絡しましょう。

札幌市内で、「金融被害者救済団体」を名乗る架空組織から「金融被害者救済及び集団返還訴訟に関するお知らせ」として、「あなたが利用した消費者金融会社が行政処分されて分配金が返還されるが、それには訴訟供託金が必要なので連絡を」と書かれた文書が届くという架空請求詐欺が発生しています。

このような消費者金融等の利用経験者への新たな「振り込め詐欺」手口には、身に覚えがない場合は一人で悩まず、警察などへ連絡しましょう。

出 前 講 座

稚内市消費者センターでは、毎年、市内の高校生（3年生）に対し、消費者としての基礎的な知識を学習していただくための出前講座を実施しております。

12月に稚内大谷高校、1月21日に稚内商工高校（写真）で実施しました。

宝来地区まちづくり委員会では、関係4町内会の老人クラブを対象に、悪質商法等の被害に遭わないための出前講座を2月6日に予定しております。

稚内消費者協会の「寸劇」とあわせて実施する予定です。

「悪質商法について」の出前講座の活用をお願いします。



携帯電話へ登録をお願いします！

稚内市消費者センター 電話 23 - 4133

相談受付は、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで
悪質商法や多重債務などで、困ったり、何かおかしい、納得できないと思った時には、お電話ください！！